公共物　工事施行承認申請の流れ

※交通障害の状況によっては、近隣・自治会へ事前に連絡をお願いします。

※着工までに松阪警察署で『道路使用許可申請』を済ませてください。

申請 ⇒

※申請者については、施行業者名 ・ 施主の両方でお願いします。

- □ 公共物使用許可（工事施行）許可申請書
- □ 位置図（1／5，000以上）
- □ 現況平面図
- □ 利用計画平面図
- □ 縦横断面図（1／100以上）
- □ 構造図（1／100以上）
- □ 現況写真

その他、必要な場合

- □ 公図（写し）
- □ 求積図
- □ 利害関係人の同意書
- □ 境界確定書写し
- □ その他　必要書類

各2部

内容審査等に通常10日ほどかかります。
ただし、修正・補正等による日数は含みません。
申請～着工まで余裕を持って申請してください。

許可書受領 ⇒ 審査終了後に『公共物工事施行許可書』をお渡しします。

※明和消防署へ『道路工事届出書』の提出をお願いします。

着手報告 ⇒

- □ 公共物工事着手届　1部
- □ 公共物工事施行許可書の写し　1部
  （表紙のみでかまいません）
- □ 松阪警察署『道路使用許可申請書の写し　各3部
  （位置図等の添付書類も提出をお願いします。）

着工 ⇒ 許可条件・関係法令を遵守の上、施行をお願いします。

完了

完了報告 ⇒

- □ 公共物工事完成届
- □ 施行写真
  - ○施行前（全体）
  - ○施行状況
  - ○施行完成（全体）
- □ その他

各1部